

8月11日から被災した住宅の応急修理受付を開始します。

8月11日（水）から被災した住宅について、災害救助法に基づく応急修理の受付を開始しますので報道方お願いいたします。

【応急修理制度について】

準半壊以上の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の屋根や台所、トイレ、風呂など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市が業者に修理を依頼し、その費用を市が直接業者に支払う制度です。

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- (1) リ災証明書に基づく「中規模半壊」、「半壊」又は「準半壊」の判定を受けた住家で、自らの資力では応急修理をすることができない方
- (2) 大規模半壊の判定を受けた住家を応急修理する方

※応急的な住まいに入居された方は応急修理制度を原則利用できません。

【応急修理の範囲】

屋根・外壁等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

※家電製品は対象外となります。修理の対象内外につきましては窓口でご相談ください。

【限度額】

- (1) 準半壊 300,000円
- (2) 半壊以上 595,000円

※修理費用が限度額を超える金額分は自己負担となります。

【事業の流れ】

- ① 市の窓口にお申し込みください。
- ② 応急修理の対象者となる場合は受理通知書を発行いたしますので、修理業者と工事内容の打合せ及び見積依頼をお願いします。
- ③ 修理業者から市に見積書を提出していただいた後、市から直接修理を依頼し、修理完了後に修理を実施した業者に費用を支払います。

【申込受付】

- 受付期間 8月11日（水）から受付開始（日曜日は除く）
受付時間 午前9時から午後4時（土曜日は午前9時から正午まで）
※受付状況によりお待ちいただく場合がございます。

- 受付場所 熱海市総合福祉センター3階
電話番号 0557-86-6406

<問い合わせ先>

熱海市まちづくり課建築室
電話番号0557-86-6422